

3 議会基本条例の検証について（資料4、資料5）

【町田委員長】 前回の本委員会での決定を受けて、各会派から議会基本条例の検証結果を事前に提出していただいた。皆様の協力に感謝する。この提出を受け、委員長として各会派からの検証結果を資料4の内容に取りまとめを行い、検証結果報告案を作成し、本委員会の副委員長、正副議長とも協議をした。また、各会派からの提案に含まれていた議会改革の項目については、資料5として取りまとめを行った。今後の進め方も含めて、事務局から説明させる。

【議事係長】 委員長は、次の3点について、協議をお願いしたいとのことである。

1点目、資料4を説明する。議会基本条例の検証について、7月22日（金）17時までとして各会派から提出されたものを、委員長が、副委員長、正副議長と協議をされ、検証結果報告（案）としてまとめられたものである。内容について、朗読する。

※資料4を朗読

次に2点目、資料5を説明する。各会派からの提案に含まれていた議会改革の項目について、「ハード面の整備を伴うもの」「条例・規則等」「議会の機能に関すること」「広報・情報公開関連」「その他」に分けて、委員長が取りまとめられたものである。

この一覧の内容について、資料4の検証結果報告案に記載のとおり、令和5年度の改選後、速やかに議論を俎上にのせるよう、議長を通じて申し送るとの案である。

3点目として、いくつかの会派から考えが示された通年議会については、前回の議会基本条例検証委員会で合意されている内容でもあり、本委員会での実施に向けた検討を行いたい考えとのことである。

以上、3点について、協議をお願いしたいとのことである。

【町田委員長】 事務局に説明させた3点目の通年議会を実施する場合は、条例改正も必要となる。この場合のおおよそのスケジュール感について、事務局に説明させる。

【議事係長】 議会の会期については、大和市議会定例会の回数を定める条例で「地方自治法第102条第2項の規定により、大和市の議会の定例会は年4回とする。」と定められており、通年議会を実施する場合、この条例の改正は必須となる。

市側にも影響を及ぼす条例改正であるため、本委員会での協議後、市側との調整や、実施に向けた運用整理等が必要となることが想定され、12月定例会には、大和市ハラスメント防止条例、大和市議会の個人情報の保護に関する条例の上程も想定されているため、通年議会を実施する場合の条例改正は、来年3月定例会となることが想定される。

【町田委員長】 大和市議会定例会の回数を定める条例という条例があり、その中に定例会が4回と記載されている。通年議会になると、定例会は1回となるため、4を1に変更する条例改正が必要になるということである。本委員会での協議をお願いしたい内容は、事務局から説明させたとおりである。

本日は、これから上げる3点について、各会派に持ち帰っていただき、次回、9月15日の本委員会で、各会派から意見・修正等をお願いしたい。

1点目は、議会基本条例の検証結果報告についてである。資料4の検証結果報告の文章について意見を願う。

2点目は、議会改革の提案項目について、改選後速やかに議論を俎上にのせるよう、議長を通じて申し送ることについてである。選挙が終わった後、新しい体制になった議会での議会改革検討委員会のような委員会を設置してもらい、その委員会での実施するのかもしれないのかを含め、検討してもらいたいこと

である。

3点目は、通年議会について、実施に向けた検討を行うことである。条例改正と併せて実施していきたいので、検討をお願いしたい。通年議会の実施については、議長から補足で説明されたい事項があるとのことである。

【中村議長】 通年議会の実施については、議長として強い思いがあり委員長に特にお願いしたところである。前期の議会基本条例検証委員会で、通年議会を実施することについて反対はなく、今期の早期に施行を検討することが全会一致で、合意されている。通年議会の必要性は、最近特に感じているところである。

1つ目は、各会派の検証結果にもあったが、このところ市長の専決処分が多用されているように感じる点である。本来は、年度末などに法令が改正され、それに伴って条例改正が必要など、時間的に余裕がなく、議会を開く時間がないときに例外的に行われるのが、市長の専決処分だと理解している。しかし、大和市おもいやりマスク着用条例など、本来議会が行うべき条例の制定を市長の専決処分で行ったことについては、議会のあり方に非常に問題を提起するものとなった。通年議会であれば、議会はずっと開いているので、専決処分が基本的にはなくなる。議会の関わり方が強くなっていく。

2つ目としては、災害時などの対応である。議会で急遽協議しなければいけないことがあったとしても、通年議会であれば、いつでも協議することができる。

3つ目は、なぜ今の時期かである。事務局からの説明のとおり、来年3月にこの条例改正が行われ通年議会となれば、来年は改選期なので、本市議会議員選挙に立候補する方は全員、通年議会を承知の上で立候補することになる。議員になってから、通年議会なんて聞いていないという話にはならない。そのため、この時期がよいと考えている。

以上が私の考えであるが、委員各位においては会派に持ち帰り協議をしていただきたい。よろしく願います。

【町田委員長】 本日説明した内容について、意見や確認しておきたい事項等はあるか。

【赤嶺委員】 まず資料4について、委員長が作成された検証結果報告の記載内容がどこの会派から提案されたものかを教えてほしい。資料5も同様である。議会改革の議論は、今スタートするのではなく、これまでも継続的に行われてきたところである。その変遷や変化を知る上でも重要と考えている。できれば、9月15日の本委員会までに、どこの会派かも分かる資料を配付していただきたい。

次に、通年議会について、私もその重要性はよく理解しているところだが、導入方法は各議会によってそれぞれであり、条例改正を行わなくても通年議会を実施している議会もある。先ほど説明にあった年4回でも、通年議会にできる。9月定例会の会期日程を12月まで延ばせばよいだけの話であり、回数は変わらない。どのような判断から、回数を変更して1回とする流れになったのかは、気になるところである。再協議の際には、通年議会がどのような通年議会であるべきかを協議する必要があるかと思う。

【町田委員長】 どこの会派から提出されたものかという資料については、各会派から提出された検証結果をメールで各委員に送らせていただくがよろしいか。

全 員 了 承

【町田委員長】 それでは、事務局から本日中に各委員へ送付させる。基本的に各会派の意見は、全て載せるようにしている。ただ、同じ内容で複数会派から提出されたものは一緒にしてある。必ずしも書いた文言どおりではない。改めて確認し、過不足があれば、修正案と意見をいただきたい。大和正風会については、全てにおいて条例を変更する形式で提出されていた。そして、そのほとんどが議会改革に関連する部分であったため、資料5にまとめている。後ほど確認していただきたい。

通年議会については、指摘のとおり条例改正を伴わずにできるのではないかという点は、議長とも確認した。最小限の条例改正で、きちんと定めて進めていきたいという点で、意見が一致している。通年議会は、大きく分けて2種類あり、それ以外にも赤嶺委員の発言にあった条例改正せずに、実際の運用上、通年議会のようなものにしていく方法もあると思うが、今回は条例改正と併せて進めていきたい。

【中村議長】 条例改正について、いくつかの方法があるということで、議会基本条例の中に明記することも含め委員長と協議した。今回、手続的には簡潔に実施したいとの考えから、最小限の条例改正で収まるよう提案したところである。条例改正をしなくてもよいのではないかとの話もあるが、条例上、通年議会であることを明記するべきと考えている。通年議会になったことを市民にアピールし、本市議会の方向性を示したい思いから条例改正を併せて行いたい。先ほどの赤嶺委員の発言にあった、どのような通年議会にしていくかについては、皆さんで協議をお願いしたい。

【町田委員長】 通年議会については、4年前の議会基本条例検証委員会で反対する委員はおらず、改選後の議会で実施してほしいと申し送られていたものである。それが、検証結果に記載のとおり様々なことが起きたので、4年目まで持ち越されてしまった。議長の思いとしては、この1年で形あるものにしていきたいとのことである。皆様に協力していただきたい。神奈川県内では4自治体が通年議会を実施しており、うち2自治体が、今提案している方法で実施している。

【木村委員】 通年議会について確認する。あくまで全会一致の形で進めていくということか。

【町田委員長】 基本的には、議会運営に関わることなので、全会一致で皆が納得した上で、進めていきたい。

【中村議長】 通年議会とはいえ、どの自治体も基本的には定例会を年4回実施していることがほとんどである。大きく変わることはないと思っている。ただ、通年議会なので先ほど発言したような専決処分をなくすことや、緊急時に議会が自主的に集まれるというメリットがある。通年議会を採用する議会も徐々に増えてきている。さきの議会基本条例検証委員会の検証の中で、今期の早い時期に検討することが合意されたことであるため、ぜひ今任期中に通年議会にして、来期から通年議会を運用していきたい。

【木村委員】 通年議会は、決してよいことばかりではない。その辺も含め、よい面、悪い面を出して、今後検討していきたい。後になって、そんなはずではなかったとなると困る。基本的には、異論を挟むつもりはないが、よい面、悪い面を知った上で、皆が納得して進むことにしたい。そのような資料があれば、出してもらいたい。

【町田委員長】 資料について、他の委員はどうか。

全 員 了 承

【町田委員長】 木村委員の発言のとおり、他議会でもこのことについて議論されており、メリット、

デメリットが伝えられている。次回協議を行う中で、このようなデメリットがあるとの意見が出ることもあるだろう。次回、他議会での検討の中で出されたメリット、デメリットに関して、資料を用意する。それ以外にも懸念があれば、併せて協議し、進めていきたい。

資料4の検証結果報告のタイムテーブル欄に、到来していない9月15日や20日と書いているが、あくまでも予定である。日程については、許される範囲の中で弾力的に運用しながら、今年度末までに進めていきたい。また、12月には議会から重要な条例が、2件提案される予定がある。限られた時間の中ではあるが進めていきたい。

それでは、本日お願いした3点の事項について、各会派に持ち帰っていただき、次回、9月15日の本委員会で、再度協議することによいか。

全 員 了 承

【町田委員長】 それでは、そのようにお願いします。